

令和8年1月1日から運用が始まります！

林野火災注意報・林野火災警報

伊予消防等事務組合消防本部

令和7年2月に岩手県大船渡市、愛媛県内では令和7年3月に今治市において発生した大規模林野火災をはじめ、**全国各地で林野火災が多発しています。**

これを踏まえ、林野火災予防を目的に火災予防条例が改正され、令和8年1月1日から林野火災注意報・林野火災警報の運用が開始されます。

○林野火災注意報

降水量や乾燥といった条件により、林野火災が発生・延焼しやすい危険な状況です。発令時には、その地域では**屋外での火の使用をひかえるよう努める必要があります。(努力義務)**

○林野火災警報

林野火災注意報の条件に加えて、強風注意報が発表され、林野火災が大規模化しやすい危険な状況です。発令時には、その地域では**屋外での火の使用が禁止されます。(義務)**

林野火災注意報・警報発令時の「火の使用の制限」

1. 山林、原野等において火入れをしないこと。
2. 煙火（花火）を消費しないこと。
3. 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
4. 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
5. 山林、原野等の場所で喫煙をしないこと。
6. 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

※警報発令時は、**罰則**もあります。

発令時には、

消防車両による巡回広報、防災行政無線による広報、ホームページへの掲載等を行います。



※お問い合わせ先

消防本部・伊予消防署

TEL.089-982-0119

中山出張所

TEL.089-967-1171

双海出張所

TEL.089-986-0074

松前消防署

TEL.089-984-3404

砥部消防署

TEL.089-962-2119

広田出張所

TEL.089-969-2121